

利尻富士町森林整備計画書

計 画 期 間

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 13 年 3 月 3 1 日

第 一 次 変 更 令和 4 年 4 月 1 日 変 更

第 二 次 変 更 令和 5 年 4 月 1 日 変 更

第 三 次 変 更 令和 6 年 4 月 1 日 変 更

第 四 次 変 更 令和 7 年 4 月 1 日 変 更

北 海 道

利尻富士町

変更理由	地域森林計画に適合させるための変更
変更内容	<p>1 Iの1に関する事項の文言を修正</p> <p>2 Iの2に関する事項や表の文言を修正</p> <p>3 IIの第1に関する事項の文言を修正</p> <p>4 IIの第1の2の(1)に関する事項の文言を修正</p> <p>5 IIの第1の2の(2)に関する事項の文言を修正</p> <p>6 IIの第1の3の(5)に関する事項の文言を修正</p> <p>7 IIの第2の1の(2)に関する事項の文言を修正</p> <p>8 IIの第2の1の(3)に関する事項や表の文言を修正</p> <p>9 IIの第2の1の(4)に関する事項の文言を修正、表の削除</p> <p>10 IIの第2の2に関する事項の文言を修正</p> <p>11 IIの第2の2の(1)に関する事項の文言を修正</p> <p>12 IIの第2の2の(2)に関する事項の文言を修正</p> <p>13 IIの第2の2の(3)に関する表を削除</p> <p>14 IIの第2の3に関する事項の文言を修正</p> <p>15 IIの第2の3の(1)に関する事項の文言を修正</p> <p>16 IIの第2の4に関する事項の文言を追加</p> <p>17 IIの第3の1の(2)に関する事項の文言を修正</p> <p>18 IIの第3の1の(4)に関する事項の文言を追加</p> <p>19 IIの第3の2の(2)に関する事項の文言を追加</p> <p>20 IIの第4の1に関する事項の文言を修正</p> <p>21 IIの第4の1の(1)に関する事項の文言を修正</p> <p>22 IIの第4の1の(2)に関する事項の文言を修正</p> <p>23 IIの第4の2の(1)に関する事項の文言を修正</p> <p>24 IIの第4の2の(2)に関する事項の文言を修正</p> <p>25 IIの第4の3の(1)に関する事項の文言を修正</p> <p>26 IIの第4の3の(2)に関する事項の文言を修正</p> <p>27 IIの第4の3の(3)に関する事項の文言を修正</p> <p>28 IIの第5の3に関する事項の文言を修正</p> <p>29 IIの第7の4に関する事項の文言を修正</p> <p>30 IIの第8の3に関する事項の文言を修正</p> <p>31 IIIの第2の1の(1)に関する事項の文言を修正</p> <p>32 IIIの第2の1の(2)に関する事項の文言を修正</p> <p>33 IIIの第2の2の(3)に関する事項の文言を修正</p> <p>34 IIIの第2の5の(2)に関する事項の文言を修正</p> <p>35 IVの3の(1)に関する事項の文言を修正</p> <p>36 IVの4に関する事項の文言を修正</p>
変更計画が有効となる年月日	令和7年4月1日から適用

はじめに（まえがき）

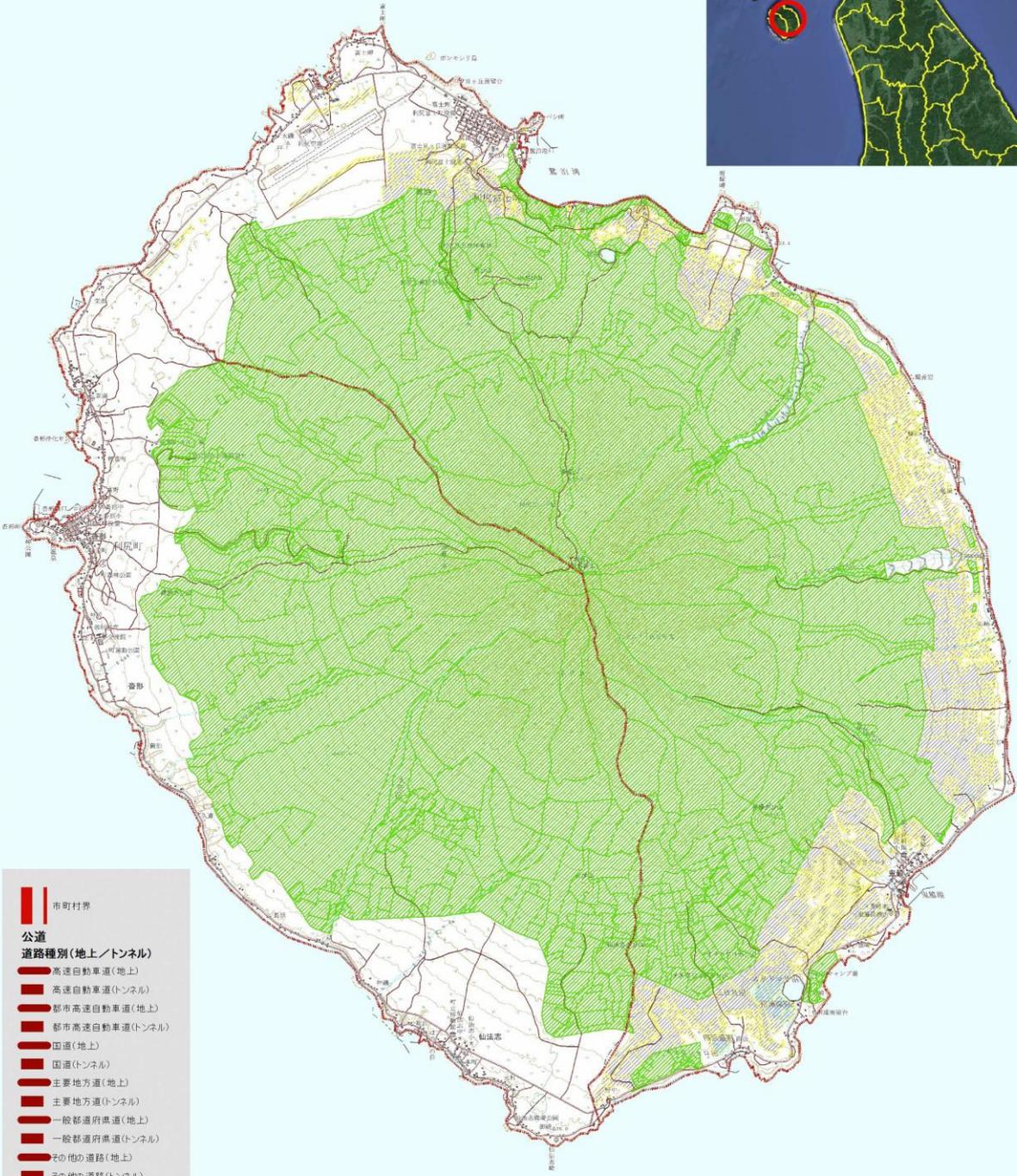
利尻富士町森林整備計画（以下「本計画」という）は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という）第10条の5第1項の規定に基づき、北海道がたてる宗谷地域森林計画（令和2年12月樹立、令和3年4月1日始期）の対象とする町内の私有林（国有林以外の森林）について、法第10条の5第2項各号及び同第3項各号に定める事項について、宗谷地域森林計画に適合して5年ごとに10年を1期として作成する「利尻富士町の森林・林業のマスタープラン」であり、地域住民や森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という）に対して、利尻富士町の森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林施業の方向を示すものであり、本計画に従って森林所有者等が森林の施業及び保護を実施するための規範となるものです。

また、森林所有者等が提出する伐採及び伐採後の造林の届出の受理審査、受理後の指導及び変更、遵守、中止命令等や森林経営計画の認定基準となるものです。

令和3年3月

利尻富士町長 田村 祥三

利尻富士町森林整備計画位置図



-  市町村界
- 公道**
- 道路種別(地上/トンネル)**
-  高速自動車道(地上)
-  高速自動車道(トンネル)
-  都市高速自動車道(地上)
-  都市高速自動車道(トンネル)
-  国道(地上)
-  国道(トンネル)
-  主要地方道(地上)
-  主要地方道(トンネル)
-  一般都道府県道(地上)
-  一般都道府県道(トンネル)
-  その他の道路(地上)
-  その他の道路(トンネル)
-  国有林
-  民有林

1:85,000

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題 1
- 2 森林整備の基本方針 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針 5

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢 5
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 6
- 3 その他必要な事項 7

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項 7
- 2 天然更新に関する事項 10
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 11
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 12
- 5 その他必要な事項 12

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 13
- 2 保育の種類別の標準的な方法 13
- 3 その他必要な事項 14

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 14
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 16
- 3 その他必要な事項 17

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 18
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 18
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 18
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 18
- 5 その他必要な事項 19

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 19
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 19
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 19
- 4 その他必要な事項 19

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 19
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 20
- 3 作業路網の整備に関する事項 21
- 4 その他必要な事項 21

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 22
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 22
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 23

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 23
- 2 その他必要な事項 24

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 24
- 2 鳥獣による森林被害対策の方法 25
- 3 林野火災の予防の方法 25
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 25
- 5 その他必要な事項 25

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 26
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 26
- 3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備 26
- 4 その他必要な事項 27

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 27
- 2 生活環境の整備に関する事項 27
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 27
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 27
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 28
- 6 その他必要な事項 28

別表

- 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林の区域 29

別表

- 木材等生産林の区域 30

別表

- 公益的機能別施行森林における森林施業の方法 31

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

利尻富士町は北海道の北に位置し、宗谷岬より52キロメートルの海を隔て、東経141度14分、北緯45度10分に位置する利尻島の北東部に占め、高峰利尻山嶺（1,721メートル）の南西を背にして利尻町と接し、東南は利尻水道をはさんではるかに天塩山脈と相対し、北西19キロメートルを隔てて礼文島と指呼の間にあります。

本町の総面積は10,561ヘクタールであり、森林に恵まれており、森林面積は、8,626ヘクタールで総面積の82パーセントを占めています。民有林面積は1,613ヘクタールで、そのうちトドマツ及びアカエゾマツを主体とした人工林の面積は634ヘクタール、人工林率が39パーセント、年齢構成では、7年齢以下の若い林分が89ヘクタールとなっています。

本町の木材生産・流通については、林業事業者がなく森林整備を行う際は、近隣の稚内市森林組合へ依頼しているのが現状です。

森林整備と同様に製材業者がないため、島外の業者を利用することになりますが、積極的に道北地域の林木を利用するように促進することとします。

本町の森林所有者は零細面積の所有者が多く、漁業を営んでいる方が主で自分の山の薪を搬出する、個人レベルでの切り出し等を行っています。

今後の森林づくりの方向性としては、地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い、懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する町民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。

あわせて、野生鳥獣等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源^{かん}涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健・文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源^{かん}涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能／土壤保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能／文化機能／	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林。 史跡・名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能		原始的な森林生態系、希少な生物が生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息する森林。	森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。 なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ 日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
	保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
			うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ③ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに安定的、効率的に木材を供給出来る体制を整備するため、森林所有者、森林組合、北海道及び国等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進、森林施業の一体化や集約化、路網整備と作業システムの確立、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、一体となって重点的に計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマスの有効利用を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給など木材流通の合理化や木材産業の体質強化を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

利尻富士町における立木の標準伐期齢は、宗谷地域森林計画の指針が示す林齢を基礎として、町内の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する多面的機能の維持増進、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

樹 種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	35
	その他針葉樹	40
	カンバ類・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 ^(注)	25

(注) 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については、次によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図るものとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないものとし、この伐採面積を超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散若しくは伐採区画内に周辺森林の成木の樹高程度の保残帯（幅）の確保を行うものとします。

伐採の時期については、地域の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行うもので、原則として材積に係る伐採率が30パーセント以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては、40パーセント以下）とします。

なお、択伐にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とするものとします。

(2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うものとします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、適確な更新に配慮した択伐による伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとし、下層木の発芽や育成に配慮するために、十分な光が当たるよう適切な伐採率、及び計画的な実施間隔により行うものとします。

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）に取り組み、資源構成の平準化を図るものとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めるものとします。

- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために所要の保護樹帯の配置の必要がある場合には、保護樹帯となる森林を残すものとします。

- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- (4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。

- (5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流域で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮するものとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の要因とならないよう、十分に留意するものとします。

- (6) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うものとします。

特に、クマガラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカ等の希少鳥類について、営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うものとします。

- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

- (1) 人工造林の整備方法

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待さ

れ、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(2) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも考慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

更に、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定するものとします。

造林地に複数の樹種の植栽を選定する場合は、初期成長の違いに留意するものとします。

区分	樹種	備考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカゾエマツ、グイマツ（F1を含む）、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(3) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えはそれぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととし、土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。

また、樹下植栽等で複層林化を図るための地拵えでは、下層木の成長に必要な照度が確保されるよう上層木の枝下部への植栽とならないよう行うものとします。

(エ) 植栽時期は、次表を目安に苗木の生長が止まる休眠期（秋植え）から発芽前（春植え）に実施するものとし、苗木の状態、雪解けや降雪時期も考慮するとともに、乾燥時期を避け必要に応じて仮植や根踏みなど、植栽後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うものと

します。

(オ) コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べて植栽が可能となる期間が長いことから次表の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

【植栽時期】

区分	樹種	植栽時期の目安
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～ 6月上旬
	カラマツ、その他の樹種	4月初旬～ 5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～ 11月下旬
	カラマツ、その他の樹種	9月下旬～ 11月下旬

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、上記の表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を決定して行うものとします。

【主要樹種の樹種別、仕立て方法別植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

ウ その他人工造林の標準的な方法

上木の保護効果を期待して樹下植栽を行う育成複層林施業については、下木の成長に伴い適切な受光伐を繰り返し行い、植栽木の成長を促すこととします。

(4) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によっても更新すべき期間で天然更新が期待でき、適確な更新が図られる森林において行うものとして、次のとおり定めます。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなどの高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

【天然更新の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレなど	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新完了の判断基準

天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が、幼齡林（注3）では成立本数が立木度（注4）3以上、幼齡林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）」によることとします。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \text{ (注6)} \times 10$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300 本/ha
上層（その他の針葉樹）	600 本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとし、

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6月～8月）を避けて伐採するものとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとし、いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとし、

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとし、

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させるものとして定めます。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、植栽により更新を図るものとし、

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しな

い森林を基本として定めます。

また、次の箇所については、上記によらず当該区域に設定しないものとします。

ア 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

ウ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

エ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

オ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在】

森林の区域（林小班）	備考
区域の指定はありません。	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法10条の9第4項の規定に違反して届出をせずに立木を伐採し、さらに引き続き届出をせずに伐採したとき、又は伐採後の造林をしない場合に、災害を発生させるおそれ等があると認めるときは、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることとします。

なお、造林の対象樹種等については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1の(1)に準ずるものとします。

イ 天然更新の場合

第2の2の(1)に準ずるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点（伐採跡地の天然更新をすべき期間が満了した日）で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数（期待成立本数）は、階層区分の下層である10,000本を基準として定めます。

なお、更新すべき立木の本数を満たす立木地となる状態（更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数）以上であるか否かにより天然更新の完了を判断することから、天然更新をすべき期間内に天然更新の対象樹種の立木本数を成立させる必要があります。

5 その他必要な事項

(1) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合や林業普及指導員等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への人工造林を推進するものとします。

(2) 未立木地の早期解消に向け、林況の確認を行うとともに、更新可能な箇所への人工造林を推進するものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施することとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆った状態）し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採（間引き）する方法で、主伐までの成育の促進及び林分の健全化並びに木材利用価値の向上を図るため適正な密度を維持しながら行うものとします。
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率及び効率的かつ計画的な実施間隔により行うこととします。
- なお、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意するものとし、主要樹種の間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法や目安について、次表のとおり定めます。

【間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の残存本数設定：450本/ha	26	36	48	-	-	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年 標準伐期齢以上：12年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の残存本数設定：600本/ha	20	29	40	-	-	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の残存本数設定：400本/ha	24	31	41	53	66	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年

(注1) 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、仕立て方法、成育状況、主伐時期等により、実施間隔が異なることに留意すること。

(注3) トドマツについては利尻富士町の地位に応じて値を設定（地位：6）

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械作業システムの導入による作業や列状間伐を推進するものとします。
- (4) 列状間伐を実施する際は、現地の作業システム（ハーベスタ等）に応じた伐採幅を確保するほか、強度な伐採率とならないよう配慮し、残存列が混みすぎている場合は定性間伐と併用するなど、立木及び林地を痛めないよう実施することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

- (1) 主な保育の種類別の標準的な方法について、次のとおり定めます。

ア 下刈り

植生の種類や繁茂状況等に応じて、植栽樹種の成長を阻害するササや草本植物等を刈り払いにより除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、適切な時期、回数及び全刈りや筋刈りなどの作業方法により行うものとし、その終了時期は植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

イ つる切り

育成の対象となる林木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を早期に切って、取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実

て設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

(1) 水源の^{かん}涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源^{かん}涵養林）

ア 区域の設定

水源^{かん}涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本として、水源^{かん}養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養機能の評価区分が高い森林など水源の^{かん}涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を「水源^{かん}涵養林」として、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図ることとし、樹種別の標準伐期齢に10年を加えた林齢を主伐の下限林齢として「伐期の延長」を推進すべき森林として、別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区やその他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林を「山地災害防止林」として、別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林を「生活環境保全林」として、別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保安地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林を「保健・文化機能等維持林」として、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持、形成に配慮した施業の推進を図ります。具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とし

て定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとして、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持、又は造林のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとし、その区域及び当該区域内における施業の方法を次のとおり定めるものとします。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図る等、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安とします。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林施業を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

【生産目標に対する主伐時期】

樹種	生産目標	仕立方法	主伐時期
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・23cm	中庸仕立て	60年
アカエゾマツ	一般材生産・28cm	中庸仕立て	80年

トドマツについては利尻富士町の地位に応じて値を設定（地位：6）

【区域の設定の基準等】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な森林施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

本町の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、望ましい森林資源の姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために、第4の1の公益的機能別施業森林の区域に地域の合意等を勘案し、次のゾーンを重ねて設定するものとし、その区域及び当該区域内における施業の方法を次のとおり定めます。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定（利尻富士町において、区域の設定はありません。）

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

また、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林班単位で定めます。

イ 施業の方法

水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定（利尻富士町において、区域の設定はありません。）

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認められる水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20メートル以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めるものとします。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め

、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるよう、きめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定（利尻富士町において、区域の設定はありません。）

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について、林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、0.5ヘクタール以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の72パーセント、面積では15パーセントを占めます。また、所在不明者や所有者の世代交代のため、実際に所在を確認できる森林所有者が少数であり、森林の経営が行われていませんでしたが、今後は森林所有者に森林施業の共同化を働きかけるとともに、重要な役割を担う稚内市森林組合や林業事業体における森林の経営の受委託の促進を一層図り経営規模の拡大を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要となる森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託等を実施する際には、委託者である森林所有者と受託者となり得る森林組合や林業事業体等の間で、森林経営委託契約を締結するものとします。

なお、森林経営委託契約の内容については、森林の経営を目的として、契約の対象とする森林、契約対象森林にある立木の所有権の帰属関係のほか、契約の期間（森林経営計画の計画期間以上）、委託事項、森林への立入り及び施設の利用等、費用の負担などの支出の関係、損害の填補等及びその他必要な事項を条項として作成するものとし、締結にあたっては、契約当事者間合意のもと契約の締結日の記載、契約当事者の記名又は自署、押印をするものとします。

また、委託事項では、森林の経営に含まれる内容を明らかにするため、立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業の実施及び森林の保護等の実施並びに必要なに応じて森林の経営に当たっての特記事項を明記することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、本町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理

が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者の世代交代や所有権の移転等により、隣接の森林所有者間のつながりの希薄化が進んでいる中で、将来にわたり森林施業を計画的かつ効率的に森林整備を円滑に行うためには、森林施業の共同化及び集約化を行うなど、地域が一体となって促進を図る必要があります。このため、森林所有者間の合意形成を図るための普及啓発に努め、共同化を図る上での情報の共有や森林施業に必要な作業路網や施設などの整備の必要性についても把握し、取組を着実に進めるとともに、施業の集約化に資する各種補助事業の積極的な活用による促進を行うものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化の促進にあたっては、森林所有者間の合意形成を図り促進するものとし、本町や森林組合及び林業普及指導員並びに森林施業プランナーなどによる個別の普及啓発活動をはじめ、地域協議会等の開催による促進を図るものとします。

また、公益的機能別施業森林であって、森林施業の共同化をより確実に進めるため、森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者間で、施業実施協定の締結を促進するものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めるものとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとします。
- (2) 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとします。
- (3) 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にするものとします。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準は次表のとおりです。

なお、次表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

【路網密度の水準】

区 分	作業システム	路網密度 (m / h a)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15° 未満)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~30° 未満)	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地 (30° 以上)	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

(注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。使用林業機械は、グラップル、トラクタ、フォワーダなど。

(注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。使用林業機械は、タワーヤードなど。

(注3) 「基幹路網」とは、林道及び林業専用道をいいます。

(注4) 『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(2) 作業システムに関する事項

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させるために必要な路網の整備と低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に、作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次表の作業システムのモデルを目安として、集材距離や生産量を勘案し、傾斜区分に応じた搬出方法と林道、林業専用道、森林作業道からなる路網密度の水準と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムとなるよう適切に路網配置とするものとします。

【作業システムのモデル】

傾斜区分	伐採	集材【方法】 《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°~15°未満)	フェラーバンチャ	トラクタ【全木】 《グラップル》	ハーベスタ プロセッサ	グラップル (ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャ	スキッド【全木】	ハーベスタ プロセッサ	グラップル (ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹】 《グラップル》	ハーベスタ	グラップル (ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15°~30°未満)	チェーンソー	トラクタ【全木】 《グラップル》	ハーベスタ プロセッサ	グラップル (ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°以上)	チェーンソー	スイングヤード 【全幹】	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ	グラップル (ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【】 は、集材方法。

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

間伐等の森林施業を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)として、設定するものとします。

【路網整備等推進区域】

路網整備等 推進区域名	区域面積 (h a)	開設予定 路線名	開設予定 延長 (m)	対図 番号	備考
区域設定はありません。					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全性の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道は、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道は、林業専用道作設指針の制定について（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り作設するものとします。

イ 基幹路網の整備計画

林業専用道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次表のとおりです。

【基幹路網の整備計画】

単位 延長:km 面積:ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半5 カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		鬼脇	石山	1				
〃	〃		沼浦	オタドマリ	1				
開設計					2				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、路線（施設）管理者が台帳を作成して適切に管理を行うものとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に基づき作設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるような適正に管理するものとします。

4 その他必要な事項

ア 土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

イ 林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の維持管理に努めることとします。

ウ 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保の方向

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することで、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進するものとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

北海道において森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本市においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施する際は、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒及び枝払い、玉伐り作業並びにフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用する等、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒		チェーンソー	ハーベスタ フェラーバンチャ
造材		チェーンソー	プロセッサ ハーベスタ
集材		トラクタ（ブルドーザ） グラップル	フォワーダ
造林 保育等 （参考）	地拵え	鎌 刈払（草刈）機	ブラッシュカッター レーキドーザ グラップル・油圧ショベル
	下刈り	鎌 刈払（草刈）機	刈払（草刈）機 ブラッシュカッター
	枝打ち	鋸	自動枝打機

（注1）現状（参考）欄は、既に高性能林業機械を使用し実行しているものについては、記載していない。

（注2）傾斜区分によっては、高性能機械は使用できない場合もあることに留意すること。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備については、民間企業による施設整備が主体であるため、整備計画については定めないものとするが、施設整備等を支援するため、国や北海道と連携し各種助成制度の周知を徹底するなど、普及啓発活動に取り組むものとします。

また、林産物の利用の促進の一つとして、本町では、利尻富士町地域材利用推進方針に即して、積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項（当町ではエゾシカは該当なし）

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため、措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

（1）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表1のとおり定めるものとします。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

別表1【エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林】

森林の区域（林小班）	理由	備考
区域設定はありません。		

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独で又は組み合わせを推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うことにより確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたり、アカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本町や国、振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) エゾヤチネズミによる樹木の食害を防ぐため、カラマツ等の植栽地においては野ねずみの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽する等の対策を講ずるものとします。

また、野ねずみの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置などの対策を実施するものとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護にあたっては、町、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、被害のリスク低減と野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進するものとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化する他、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

本町では、森林法第21条第2項各号の一に該当する場合であって、利尻富士町火入れに関する条例（昭和59年4月9日条例第17号）により火入れに関することについて、定めていることから、実施する場合にあっては、許可の申請等を行うものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、次表より定めるものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、下記の設定の有無に関わらず伐採に関する指導等を行うものとします。

【伐採を促進すべき森林】

森林の区域（林小班）	理由	備考
区域設定はありません。		

(2) その他

森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、林地開発による森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の違法採取等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とすることとします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生動植物の生息・生育地域、違法採種等のおそれがある地域、主要な展望地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生

が懸念される地域等においては、森林管理署、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

【保健機能森林の区域】

森林の所在		森林の林種別面積（h a）					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
区域設定はありません							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、主伐については皆伐以外の方法を原則として、「択伐による複層林施業」や「特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業」等を推進するものとします。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、次表のとおり施業の区分別に次のとおり施業方法を定めます。

【保健機能森林内における施業の方法】

施業の区分	施業の方法
伐採	Ⅱの第1の2の(1)のイに準じて、実施するものとします。
造林	Ⅱの第2の1の各項目に準じて、実施するものとします。
保育	Ⅱの第3の1～3の各項目に準じて、実施するものとします。
その他の施業	特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を実施するものとします。

3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、保健・教育活動に適した施設の整備を行うこととします。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高（m）	備考
設定はありません。		

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全等に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全等の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下、「認定森林所有者等」という）が森林経営計画を作成し、認定を受け計画に基づく森林施業を実施することは、本計画の達成に寄与することにつながることから、認定森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進するものとします。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域

当該区域は、路網の整備状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる、30ヘクタール以上の森林を区域計画として、定めるものとします。

【区域計画】

区域名	林班	区域面積（h a）
区域計画はありません		

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者による林業就労者等が安心して就労ができる生活環境の整備を図るために、北海道及び宗谷地域の各市町村等が連携し、開設・運営しているポータルサイト「てっぺん移住」により、移住希望者が宗谷地域の移住に関連する情報を容易に入手できるよう情報の発信や取組支援を行うものとします。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町には、林業事業者がいないため、本町への地域振興には結びつきませんが、宗谷地区の木材を利用するよう努めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

限られた島内の空間の中で町民の散策や森林浴等の憩いの場になるように公園施設の管理を続け、それに見合った整備を推進するものとします。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）		将来		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
計画はありません					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民においては、町内の森林愛護組合連合会と連携をとり、森林整備（枝払い等）の作業体験を共催し故郷の森林に触れ合う機会を提供することに努めます。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし。

(3) その他

特になし。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は地域森林計画において指定されます。（該当なし）

(2) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令等により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令等に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行います。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業方法

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定められた指定施業要件に基づき行う必要があります。

また、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

なお、施業方法の詳細については、宗谷地域森林計画に記載されています。

イ その他法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア以外の制限林では、次のものがあり、それぞれの法令等に基づく範囲内の施業方法により行う必要があります。

なお、施業方法の詳細については、宗谷地域森林計画に記載されています。

- (ア) 自然公園特別地域内における森林
- (イ) 砂防指定地内の森林
- (ウ) 鳥獣保護区特別保護地区内の森林
- (エ) 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林
- (オ) 急傾斜地崩壊危険区域内の森林

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

既往の森林施業の技術の伝承と新しい技術や研究成果を広く取り入れ、地域の関係者の連携と協力のもと、様々な検討会、協議会、研修会を開催又は参加の機会を提供するなど普及啓発に努めるものとします。

別表 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林の区域

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
木材等生産林	設定無し		
特に効果的な森林施業が可能な森林	該当なし		
総計			

別表 木材等生産林の区域

区分	森林の区域			面積(ha)
	林班	小班		
水源涵養林	1	1～16, 23, 24, 42～45		14.02
	2	1～5, 46～48, 50, 58, 68, 70, 71, 74～76, 80, 83, 84, 87, 89, 91, 93～96, 98～103, 105～107, 109, 113, 114		59.44
	3	7～41, 47～50, 52～92, 94, 97～99, 101, 102, 104, 105, 107～117, 119～121, 125		53.68
	4	全域		111.72
	5	1～17, 24～45, 47～50, 52～53, 57～60, 100～104, 110～114		59.49
	6	1～56, 60～64, 68～94, 97～113, 115～118, 120～122, 130～139, 141～156, 159～199, 201～240, 242～254, 257～259, 265～274, 277, 288		101.14
	7	1～85		73.40
	8	1～101, 103～105, 110, 113～116, 118～121, 131～134, 145～150, 154,		130.84
	9	1～100, 104, 110, 120～127		163.12
	10	1～11, 13～24, 26～30		13.68
	11	1～26, 29, 31, 33, 37～47, 49～111, 113, 114, 117～126, 129～134, 140～142, 144～151, 153, 154, 156～166, 168～171		94.19
	12	1～103, 158, 164, 165, 167, 168, 170～178, 180, 181, 183～185, 188, 195, 196, 198, 199		100.00
	13	23～30		6.48
	14	全域		86.40
	15	全域		114.92
【上乗せ】水質保全ゾーン	設定無し			
水源涵養林の面積計（上乗せゾーニングを除く）				1182.52
山地災害防止林	1	27～29		0.28
	2	78, 90, 97, 104, 110～112, 115～126		13.52
	3	1～6, 42～46, 93, 95, 96, 100, 103, 118, 122, 126, 127		14.64
	5	18～23, 46, 51, 54, 55, 61, 62		10.20
	6	57～59, 65～67, 95, 96, 123～129, 260～264, 289		9.00
	7	86, 87		4.35
	8	102, 106～108, 122～130, 135～137, 152, 153, 156～159		29.21
	9	101, 102, 105, 128, 130～132		49.00
	10	12, 25, 31～35		0.60
	11	27, 28, 30, 32, 34～36, 48, 112, 115, 116, 167, 172～203, 205～213		26.85
12	205～222		1.08	
山地災害防止林の面積計				158.73
生活環境保全林	1	17～22, 30～33, 35～41		17.56
	2	6～8, 10～42, 44, 45, 49, 51, 53～57, 59～67, 69, 72, 73, 81, 82, 85, 86, 88, 92, 108, 127		75.58
	11	135～139, 204		13.08
生活環境保全林の面積計				106.22
保健・文化機能等維持林	12	104～157, 162, 179, 186, 187, 189～194, 197, 200～204		89.32
	13	1～22, 31～34		76.40
【上乗せ】生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	設定無し		
	保護地区タイプ	設定無し		
保健・文化機能等維持林の面積計（上乗せゾーニングを除く）				165.72
総計				1613.19

別表 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (h a)	主伐の実施基準			
		林班	小班					
水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	別表1 水源涵養林の森林の区域全て		1182.52	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha以下			
		設定無し				主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha以下		
	長伐期施業を推進すべき森林	2	6～8, 10～42, 44, 45, 49, 53, 54, 56, 57, 59～67, 72, 81, 82, 85, 86, 108	292.09	主伐林齢：標準伐期齢の概ね2倍以上 皆伐面積：20ha以下			
		3	1～6					
		5	18～23, 46, 51, 54, 55, 61, 62					
		7	86					
		8	102, 130, 152, 153					
		10	12, 25, 31～35					
		11	48, 112, 115, 116, 172～213					
		12	104～157, 162, 179, 186, 187, 189～194, 197, 200～222					
	13	1～22, 31～34	設定無し	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。				
	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）							
		複層林施業を推進すべき森林			1	17～22, 27～33, 35～41	138.58	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
					2	51, 55, 69, 73, 78, 88, 90, 92, 97, 104, 110～112, 115～127		
	3				42～46, 93, 95, 96, 100, 103, 118, 122, 126, 127			
6	57, 58, 59, 65～67, 95, 96, 123～129, 260～264, 289							
7	87	設定無し	特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する。					
8	106～108, 122～129, 135～137, 156～159							
9	101, 102, 105, 128, 130～132							
11	27, 28, 30, 32, 34～36	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		設定無し	特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する。			